

# 江 東 区 公 報

## ◎区 議 会

区議会議決事項 ..... 8  
（平成24年第1回臨時会）

## 目 次

## ◎規 則（教）

江東区教育委員会の権限委任に関する規則  
の一部を改正する規則(1) ..... 2

## ◎告 示

保管自転車処分告示について（平成23年  
3月下期・4月上旬分）(109) ..... 2  
保管自転車処分告示について（平成23年  
4月下期分）(110) ..... 2  
平成18年江東区告示第115号の一部改  
正について(111) ..... 2  
東陽区民館の改修工事に伴う休館について  
(117) ..... 3  
第1回区議会臨時会の招集について(118) ..... 3  
開発行為に関する工事の完了公告(120) ..... 3  
保管自転車処分告示について（平成24年  
5月上旬分）(122) ..... 3  
平成10年江東区告示第292号の一部改  
正について(124) ..... 3  
平成5年江東区告示第109号の一部改正  
について(133) ..... 3

## ◎告 示（教）

平成24年第5回江東区教育委員会定例会  
の招集(10) ..... 4  
平成24年第5回江東区教育委員会臨時会  
の招集(11) ..... 4  
江東図書館の改修工事に伴う休館について  
(12) ..... 4

## ◎告 示（選）

平成24年6月2日現在調製の選挙人名簿  
の縦覧場所(12) ..... 5  
平成24年6月2日現在調製の在外選挙人  
名簿の縦覧場所(13) ..... 5  
選挙人名簿からの抹消(14) ..... 5  
選挙権を有する者の50分の1の数、3分  
の1の数及び6分の1の数(15) ..... 5

## ◎告 示（選）

平成23年度財政援助団体等監査の結果に  
対する措置の公表(11) ..... 6

## 規 則 ( 教 )

江東区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月4日

江東区教育委員会

教育委員長 渡 邊 美 憲

教育委員 平 井 康 義

◎江東区教育委員会規則第1号

江東区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会の権限委任に関する規則(昭和41年10月江東区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び同法附則第6条から第8条まで」を「並びに同法附則第2条及び第3条」に改める。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)に基づく子ども手当の認定及び支給については、この規則による改正後の江東区教育委員会の権限委任に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

◎江東区告示第109号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

平成24年5月7日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第110号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

平成24年5月8日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第111号

平成18年5月10日江東区告示第115号の一部を次のように改正する。

平成24年5月8日

江東区長 山 崎 孝 明

|   |              |                              |   |
|---|--------------|------------------------------|---|
| 「 | 5 代表者の氏名及び住所 | 氏名 岩瀬 順彦<br>住所 江東区白川三丁目1番15号 | 」 |
|---|--------------|------------------------------|---|

を

|   |              |                             |   |
|---|--------------|-----------------------------|---|
| 「 | 5 代表者の氏名及び住所 | 氏名 仲丸 栄城<br>住所 江東区白川三丁目2番3号 | 」 |
|---|--------------|-----------------------------|---|

に改める。

◎江東区告示第117号

江東区東陽区民館は、改修工事のため、次のとおり休館する。

平成24年5月17日

江東区長 山 崎 孝 明

記

休館期間 平成24年6月19日から平成25  
年4月31日（予定）まで

## ◎江東区告示第118号

下記事件につき、平成24年第1回江東区議会  
臨時会を5月25日に招集する。

平成24年5月18日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 常任委員会委員の選任について
- 2 議会運営委員会委員の選任について

## ◎江東区告示第120号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2  
9条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関  
する工事は完了した。

平成24年5月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

|                                  |                                          |
|----------------------------------|------------------------------------------|
| 1 開発区域<br>又は工区に<br>含まれる地<br>域の名称 | 江東区越中島一丁目3番14<br>号、1番5号のうちⅡ工区部分          |
| 2 許可を受<br>けた者の住<br>所・氏名          | 江東区越中島一丁目1番1号<br>株式会社ヤマタネ<br>代表取締役 永友 保則 |

## ◎江東区告示第122号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整  
備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第  
28号）第15条第2項及び第23条第2項の規  
定により保管した自転車で利用者等の確認ができ  
ないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても  
当該自転車を返還することができない場合は、同  
条例第15条第3項及び第23条第3項の規定に  
より、当該自転車を処分する。

平成24年5月22日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

## ◎江東区告示第124号

平成10年11月30日江東区告示第292号  
の一部を次のように改正する。

平成24年5月28日

江東区長 山 崎 孝 明

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 「 5 代表者の氏<br>名及び住所 | 氏名 鳥見 恒男<br>住所 江東区古石場一丁目<br>13番1号 |
|--------------------|-----------------------------------|

を

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 「 5 代表者の氏<br>名及び住所 | 氏名 新井 慎二<br>住所 江東区古石場一丁目<br>13番15号 |
|--------------------|------------------------------------|

に改める。

## ◎江東区告示第133号

平成5年6月3日江東区告示第109号の一部  
を次のように改正する。

平成24年6月5日

江東区長 山 崎 孝 明

|                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 「 5 代表者の氏<br>名及び住所 | 氏名 三神 輝男<br>住所 江東区古石場三丁目<br>10番3号 |
|--------------------|-----------------------------------|

を

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 「 5 代表者の氏<br>名及び住所 | 氏名 林 央年<br>住所 江東区古石場二丁目<br>17番7号 |
|--------------------|----------------------------------|

に改める。

## 告 示 ( 教 )

## ◎江東区教育委員会告示第10号

下記により、平成24年第5回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成24年5月25日

江東区教育委員会

委員長 渡 邊 美 憲

記

- 1 日時 平成24年5月29日(火)午前10時00分
- 2 場所 江東区役所
- 3 教育長の報告
  - (1) 第二亀戸小学校・幼稚園改築計画ワークショップ開催について
  - ほか

## ◎ 江東区教育委員会告示第11号

下記により、平成24年第2回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成24年6月1日

江東区教育委員会

委員長 渡 邊 美 憲

記

- 1 日時 平成24年6月4日(月)午後1時00分
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 

|      |        |                                                  |
|------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第18号 | 江東区立平久小学校校舎その他改修工事請負契約                           |
| 日程第3 | 議案第19号 | 江東区立平久小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約                       |
| 日程第4 | 議案第20号 | 江東区立東砂小学校校舎その他改修工事請負契約                           |
| 日程第5 | 議案第21号 | 江東区立東砂小学校校舎その他機械設備改修工事請負                         |

契約

- |      |        |                        |
|------|--------|------------------------|
| 日程第6 | 議案第22号 | 江東区立江東図書館耐震補強その他工事請負契約 |
| 日程第7 | 議案第23号 | 江東区立江東図書館電気設備改修工事請負契約  |
| 日程第8 | 議案第24号 | 江東区立江東図書館空調設備改修工事請負契約  |

## 4 教育長の報告

- (1) 教育推進プラン・江東に関する点検及び評価について
- ほか

## 5 協議事項

- (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

## ◎ 江東区教育委員会告示第12号

江東区立図書館条例施行規則(昭和40年12月教育委員会規則4号)第3条の規定に基づき、下記のとおり休館する。

平成24年6月1日

江東区教育委員会

記

- 1 対象施設 江東区立江東図書館
- 2 休館理由 耐震改修工事
- 3 休館期間 平成24年6月11日(月)から平成25年9月中旬(予定)まで

## 告 示 （ 選 ）

平成24年6月2日

江東区選挙管理委員会

## ◎ 江東区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年6月2日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成24年5月31日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
7, 715
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
128, 574
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  
64, 287

## ◎江東区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成24年3月3日から平成24年6月2日までの間に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成24年5月31日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号

## ◎ 江東区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第3号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり35名を抹消した。

平成24年6月2日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

## ◎ 江東区選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

## 告 示 ( 監 )

## ◎ 江東区選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第12項の規定に基づき、平成23年度財政援助団体等監査の結果に対し、江東区長及び江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、米沢委員及び磯野委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成24年6月1日

江東区監査委員 伊 藤 貫 造  
同 高 橋 政 子  
同 米 沢 和 裕  
同 磯 野 繁 夫

## 平成23年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

〔福祉部障害者支援課〕

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘事項 | <p>1 補助金に係る収支状況の審査を適切に行うべきもの</p> <p>地域活動支援センター運営費等補助金交付要綱によれば、当該補助の対象事業は相談支援事業、基礎的事業及び地域活動支援センターⅠ型事業とされ（第3条）、その対象経費は、これらの事業に直接必要な経費であって、職員の給料及び諸手当、共済費、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、使用料、賃借料並びに備品購入費とされている（第4条第1項）。また、その補助金額の上限は、平成22年度の補助金交付決定に係る区長決裁において、事業ごとに年額600万円とするとされていた。</p> <p>平成22年度の交付額は1,800万円（＝600万円×3事業）であり、限度額まで交付されたが、交付額確定のため提出された資料は当該補助対象施設に係る同年度を通じた一つの収支計算書であり、事業ごとに前記の経費が幾らなのかが分かる資料は添付されておらず、対象経費なのか、限度額を超えているのかが不明確である。</p> <p>区は、補助金の収支明細を確認できる書類を添付するよう指導するとともに、補助金に係る収支状況について適切な審査を行われたい。</p> |
| 措置事項 | <p>指摘のとおり、平成22年度の補助金交付において、1事業につき上限600万円と要綱に明記されているにもかかわらず、事業所から提出された資料が3事業を合算した交付額1,800万円を根拠とする収支決算書となっていたのは、手続上の誤りであった。</p> <p>平成22年度については事業所に対し資料の再提出を求め、審査を行い、その結果、各事業に係る実支出額が600万円の限度額を超えており、収支状況に誤りがなかったことを確認した。</p> <p>今後は要綱を踏まえ、対象事業ごとの収支決算書の提出を求め、適正な審査を実施するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 実施時期 | 平成24年2月13日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 平成23年度財政援助団体等監査 指摘事項措置報告書

〔教育委員会放課後支援課〕

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘事項 | <p>1 指定管理料の執行を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理料に係る収支状況を記載した帳簿として、財団から勘定元帳の写しの提出を受け、併せて領収書等の証拠書類を確認したところ、次の経費が指定管理料から支出されていた。</p> <p>①区の児童館の館長等で構成される私的な親睦会に財団職員が参加するための会費</p> <p>②妙高高原ロッジ25周年感謝会へ出席するための旅費（交通費、宿泊費及び食費）</p> <p>①については、指定管理者からすれば、区の職員の親睦会に参加するため、当該支出に交際費的な意味を付与しているのかもしれないが、基本的には親睦を目的とした私的なものであり、指定管理料から支出することは適切ではない。②については、当該出張をした職員と財団が運営する妙高高原ロッジとは以前職務上の関係があったが、東雲児童館の運営と妙高高原ロッジとは無関係である。したがって、当該旅費の支出も適切ではない。</p> <p>区は、事業報告書の確認の徹底を図るとともに、指定管理料の収支状況を把握し、その適正な執行がなされるよう指導監督を徹底されたい。</p>          |
| 措置事項 | <p>上記指摘①については、平成23年度支出分からYMCA本部事務局雑費として支出するよう是正した。また、②については、同23年度には同様の支出はないが、今後、児童館運営と関連がない旅費等の経費の支出を行わないよう指導した。</p> <p>区としては、今後、同様の誤りが生じないように、疑義が生じるような支出については、区と協議を行うことを指導した。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 実施時期 | 平成24年1月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 指摘事項 | <p>2 会計処理等を適正に行うべきもの</p> <p>今回の監査の実施に当たり、区に提出された財務関係資料が、財団によって再三にわたり訂正されるという事態が生じた。訂正された資料の中には、平成23年4月に同22年度の事業実績報告書とともに区に報告されたものや、財団が同23年5月に実施した特別監査の資料も含まれていた。</p> <p>会計データは、関係者の信頼を保護するため、客観的に証拠により証明可能なものを用い、財務諸表は会計簿から誘導的に作成されるというのが基本原則である。それなのに、今回のように何度も財務関係資料が訂正されるとなると、東雲児童館に係る会計処理は極めて適正性を欠くものと言わざるを得ない。収支計算を訂正しても、区に報告すらなされていなかった。</p> <p>区と財団との間で交わされた江東区児童館の管理に関する基本協定書には、区と指定管理者が互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならないと規定されている（第4条）。財団に対しては、当該規定に則った運営を強く要望する。また、区は、事業報告書が適切に作成されるよう財団への指導を行われたい。</p> |
| 措置事項 | <p>平成24年5月8日東京YMCAから教育長あて、指摘事項に関する回答の提出があった。対応策としては、「①区へ提出する資料の確認は、複数の職員及び複数部署で行う。②本部も関与して決算額に基づいた報告書の作成を行い、本部での最終的な承認を得た後、区に提出する。」という趣旨のものである。</p> <p>区としては、これらの対策が着実に実施されるよう、各年度での特別検査や実績報告等での確認を行っていく。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 実施時期 | 平成24年5月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|       |
|-------|
| 区 議 会 |
|-------|

## ◎ 区議会議決事項 (平成 24 年第 1 回臨時会)

5 月 25 日、会期 1 日間で開会した平成 24 年第 1 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

## 1 選任の同意 (区長提出)

議案第 65 号 江東区監査委員選任同意方  
について

米 沢 和 裕

磯 野 繁 夫

(5 月 25 日同意)

## 2 議案 (議員提出)

議員提出議案第 6 号 防災対策特別委員会の  
付託の事件の変更に  
ついて

(5 月 25 日原案可決)

## 3 その他の議決事項

清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の辞任  
許可について

防災対策特別委員会委員の辞任許可について

まちづくり・南北交通対策特別委員会委員の  
辞任許可について

医療・介護保険制度特別委員会委員の辞任許  
可について

議長辞職許可について

(以上 5 月 25 日許可)

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

清掃港湾・臨海部対策特別委員会委員の選任  
について

防災対策特別委員会委員の選任について

まちづくり・南北交通対策特別委員会委員の  
選任について

医療・介護保険制度特別委員会委員の選任に  
ついて

(以上 5 月 25 日選任)

議長選挙

佐 藤 信 夫 (当選)

(以上 5 月 25 日選挙)